

有効な就労・就学・観光ビザを持っている外国人ももちろん有罪判決を受ければ、国外追放の対象となります。

外国人の場合、重罪 (Indictable Offense) 1件、または軽罪 (Summary Offense) 2件で有罪を受けた場合です。

検察官が重罪または軽罪どちらで起訴するか選択できる犯罪を「ハイブリッド犯罪」と呼びます。この場合、軽罪として処理されても、ハイブリッド犯罪は重罪と見なされます (IRPA第36条)。

このタイプの犯罪の例としては暴行、窃盗、詐欺などが含まれます。



電話番号: 236-877-1617

メールアドレス: admin@swanvancouver.ca

ウェブサイト: www.swanvancouver.ca

本プロジェクトは Law Foundation
からの資金提供を受けています



移民法、セックスワーク、そしてその犯罪性について



カナダの移民法はストリップクラブ、エスコートサービス、スパ等で働こうとする外国人を標的としています。

これらの法律は、人身売買や性的搾取のリスクにさらされている性労働者や移民を保護する事を目的としています。が、**実際には彼らを犯罪者扱いし、孤立させてしまうのが現実です。**



出入国審査官は、あなたが搾取や虐待のリスクにあると判断した場合、就労・就学・観光ビザの発給を拒否する事が出来ます（移民難民保護法第30条 (1.4)）。

就労許可証、もしくは就学許可証を持っている場合、ストリップ・エスコートサービス・性的マッサージ等を提供する雇用主の下で働く事は許可されていません（移民難民保護法第183条 (1)(b.1)・第196.1条 (a)・第200条 (3)(g.1)）。

ビザを持っていない場合、国内に滞在する事は出来ません。なお、これらの性的サービスに関する制限は、永住権を持っている方には適用されません。



このような法律や禁止事項のせいでマッサージ業従事者やセックスワーカー等は出入国審査官に嘘をつかざるを得なくなります。

しかし虚偽、または矛盾する情報を提供したり、移民・難民・市民権省 (IRCC) やカナダ国境庁 (CBSA) に必要な情報を提供しなかったりすると、カナダへの入国が認められなくなる事があります。

このような行為は移民詐欺や虚偽申告とみなされ、移民収容もしくは国外追放の可能性が高まります。

犯罪に関与しているとみなされた場合も国外追放の対象となる可能性があります。

例えば永住者が有罪となり、その犯罪が最高刑10年以上の刑に該当する場合、または6ヶ月を超える刑（自宅拘禁含む）を受けた場合、国外追放される可能性が高いです。